

創立30年の行動する業者団体

坂戸民商ニュース

みんなで相談・みんなで解決



仲間の団結で営業を守ろう

〒350-0214埼玉県坂戸市千代田4-14-4中小企業会館2階

坂戸民主商工会

TEL 049-284-1177 FAX 049-284-1942

IP電話 050-3802-9800

<http://www.support.or.jp/sakado/> email :info@support.or.jp

2021年(令和3年) 2月号 発行日 2021.02.08 <部内資料>

緊急事態宣言延長-長期化する新型コロナ

再び持続化給付金の創設・罰則に見合う休業補償を

コロナかな? と思ったら 埼玉県指定 診療・検査医療機関

埼玉県指定 医療・検査医療機関検索システムで検索

診療・検査医療機関の連絡先が分からない場合、下記まで

埼玉県受診・相談センター

電話048-762-8026 FAX048-816-5801

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

県民サポートセンター

電話0570-783-770 24時間・土日祝日も受付

新型コロナウィルス対策として、政府は1月8日から2月7日迄の緊急事態宣言を発しました。対象は東京、埼玉、千葉、神奈川の関東圏です。ここへきて1ヶ月の延長が決定されました。

「緊急事態宣言」発令後も若干の感染者減少があるだけで感染者は高止まり状態です。飲食店だけを悪者にして感染防止をやっているふりをする政府に多くの国民が「統治能力なし」「自民党は地に落ちた」と怒りをぶつけています。

PCR検査を拡大して国民の不安を取り除くこと、感染者が自宅待機でなく治療のできる病院へ入院できる体制を整えることこそ感染対策です。

特措法の改正で罰則を盛り込んだ内容が国会に提出され可決されましたが、入院したくとも入院できない環境を放置する政府こそ「罰則対象」です。

収まりを見せない新型コロナウィルスに対し、これまでにも増して①密をさける ②マスクの着用 ③手洗い・消毒をこまめにして感染に気を付け商売頑張りましょう。

事務所の感染対策とお願い 個別相談は、完全予約制にします。

事務所での感染対策を強めるため会員の皆様には次のことをお願い致します。

- ① 事務所への入室はマスク着用
- ② 受付名簿への氏名記入と消毒
- ③ 埼玉県LINEコロナシステムのチェック
- ④ 会費の支払いや年末調整の資料、決算の資料の提出などを除いて、申告や持続化給付金等の個別相談は予約をお願いします(連絡なしの来訪での相談はお断りすることがあります)

春の運動特別会費納入のお知らせ

例年お願いをしている春の運動の特別会費(第36回定期総会で決定ー会員ひとり5,000円)は2月分と3月分の会費にそれぞれ2,500円上乗せして請求しますのでご協力のほどよろしくお願い致します。 坂戸民商会计 櫻又俊雄

ご協力ありがとうございました

緊急事態宣言下のなかでの年末調整、法定調書等の提出にご協力いただき、「密」を避け無事終了することができました。ありがとうございました。

埼玉県感染防止対策協力金

の申請要綱が発表されました

緊急事態宣言の発生にもとづく「埼玉県感染防止対策協力金2月7日迄」分の申請は2月8日(月)～3月26日(金)までとなりました。

また、2月8日～3月7日の第5次時短営業要請と協力金の要綱が発表されました。

詳しくは、埼玉県HP か坂戸民商へ



令和2年度分の確定申告相談会について

令和2年度の確定申告の受付が始まります。新型コロナの感染拡大は変異株の出現もあり予断を許さない状況です。

こうした中で迎える確定申告になりますが、一人の感染者も出さず、全員が無事に確定申告を終わらせるようにしなければなりません。

確定申告期間は2月16日(火)～3月15日(月)となります。

(緊急事態宣言延長のため、4月15日(木)迄延長)

緊急事態宣言延長に伴う処置として、公民館等が使用不可となります。こうしたことから今年の申告相談は次のように致します。

- ① すべての相談会は民商事務所3階で行います。
- ② 1日の相談者数を5～6名とします(1人概ね1時間)
- ③ 支部ごとの相談日(同封予定表)と同封のハガキによる予約とします。
- ④ 3. 13重税反対川越行動は3月12日(金)に行います。

